

えいご de バスケ教室細則

東京ドームグループ えいご de バスケ教室の会則に基づき、指定管理者は以下の通り細則を定めます。

第1条〈会員種類〉

えいご de バスケ教室会員は以下のコースとなります。

- ・週1回コース

第2条〈会費〉

- ・週1回コース 6,000 円
- ・休会1ヵ月 1,500 円 ※表記は全て税別

第3条〈会費の支払い〉

支払方法は、利用月の前月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日に振り替え）に口座振替となります。

第4条〈対象〉

えいご de バスケの対象年齢は以下の通りとなります。

コース	対象
① 小学校低学年	小学1年～3年
② 小学校高学年	小学4年～6年

第5条〈えいご de バスケ開催時間〉

スイミングスクールの開催時間は以下の通りとなります。

コース	時間	曜日
① 小学校低学年	16：00～16：50	火
② 小学校高学年	17：00～18：00	火

第6条〈休講日〉

- 1 館内整備、補修、その他指定管理者の都合によりやむを得ず臨時に休講させていただく場合もございます。

この場合は事前に施設内に掲示してご通知いたします。

第7条〈定員制〉

- 1 各コース定員制を設けております。
- 2 年齢達成によるコース変更は、事前に変更届をご提出ください。

第8条〈ロッカー利用〉

会員は、スクールに参加している時、必ず施設のロッカーを使用し、使用しているロッカーの鍵の管理をします。指定管理者は、会員の荷物管理の責任を負わないものとし、会員もこれについて何らの

異議を申し出ることはできません。

第9条〈改正〉

指定管理者は、必要と認めた場合、諸規則の改定を行うことができます。なお、改定を実施する場合、軽微な改定にとどまるときは、その内容を本施設内における掲示により告知し、そうでないときは、会社は1ヵ月前までに本施設内における掲示及び本施設のウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとします。

施行日：第1改正	平成25年3月1日
第2改正	平成26年3月31日
第3改正	平成30年6月30日
第4改正	平成31年4月1日
第5改正	2021年4月1日（西暦表記に変更）
第6改正	2023年9月1日
第7改正	2024年11月30日
第8改正	2025年4月1日